

# 「AI利活用における民事責任の解釈適用に関する手引き」（第1.0版・2026年4月9日）を前提とした知財分野の想定事例分析報告書

## Executive Summary

本報告書は、経済産業省が公表した「AI利活用における民事責任の解釈適用に関する手引き（第1.0版、2026年4月9日）」の本文および概要資料を前提として、知財（著作権、特許、営業秘密、商標、意匠、データベース権・限定提供データ等）領域で起こり得る少なくとも6件の具体的想定事例について、民事責任（過失責任を中心に、共同不法行為、製造物責任、契約責任等）を類型ごとに分析・解説する。手引きは、契約関係の有無にかかわらず第三者損害が生じた場合の「デフォルト・ルール」として、不法行為責任（一般不法行為、製造物責任等）を中心に整理し、AIの利用形態を「補助／支援型AI」と「依拠／代替型AI」に分け、各主体（AI利用者、AI開発者・提供者等）の注意義務の方向性を示す点に特徴がある。<sup>1</sup>

結論として、知財侵害型リスクでは、①「第三者の権利侵害リスクを内包する出力」は手引き上も典型的に「補助／支援型AIとしてのみ用いるべき場合」に該当し、人の評価・検証を前提とした運用設計が中核となる（例：商標候補生成、広告画像生成、RAGでの要約・引用）。<sup>2</sup> ②一方、広告配信や商品ページ自動生成など、AI出力が自動的に公衆へ届く業務では「依拠／代替型AI」に近づき、注意義務の対象が「個々の出力の正誤チェック」から「体制構築・運用（ガードレール、ログ、監査、ヒト介在、停止機構等）」へ転換するという手引きの整理が、そのまま知財侵害の実務対策（フィルタリング、監査可能性、差止対応）に接続する。<sup>3</sup>

リスク評価（高・中・低）は、(a)侵害の成立可能性と立証容易性、(b)差止・信用毀損など非金銭的影響、(c)プラットフォーム連鎖（共同不法行為・幫助）で責任主体が増える可能性、(d)予防措置の成熟度（契約・技術・運用）を総合して提示した。手引きは、一般不法行為（民法709条）における過失を「予見可能性＋結果回避義務違反」と捉え、危険の大小や被侵害利益の軽重等により注意義務水準が決まると整理するため、知財侵害のように「財産的利益（知財権）」が問題となる場面でも、AI関与のしかたに応じて注意義務の帰趨が具体化しやすい。<sup>4</sup>

## 手引きの枠組みと知財領域への適用視点

手引き（本文・概要）は、AI利活用に伴い「第三者に損害が生じた事例」を対象とし、契約など明確なルールが及ばない場合のデフォルト・ルールとして、不法行為責任（一般不法行為、製造物責任等）を中心に検討する（AI開発者・提供者とAI利用者間の契約責任は、個別契約に依存するため主対象外と位置付け）。<sup>5</sup> これは知財侵害紛争の典型（権利者＝第三者が差止・損害賠償を求める）と整合的であり、知財分野でもまず「第三者損害→不法行為」を起点に整理し、そのうえで当事者間契約（利用規約、NDA、データ提供契約等）によるリスク配分を上書きする、という順序が実務的に妥当である。<sup>6</sup>

## AIの類型（補助／支援型AI・依拠／代替型AI）と知財リスク

概要資料は、AI利用形態を (i) 補助／支援型AI（最終的に人の判断・行動を介在させる）と (ii) 依拠／代替型AI（人の判断・行動を代替する前提でAI出力に依拠する）に二分し、特に「AIの出力内容が潜在的に第三者の権利を侵害するリスクを内包しており、人の評価や検証が必要なケース」は「補助／支援型AIとしてのみ用いるべき場合」に挙げる。<sup>2</sup> これは、まさに知財領域（著作権・商標・意匠・営業秘密・データ）で頻出

するため、知財実務では原則として「補助／支援型」前提でヒト介在設計（Human-in-the-loop）を置くのが、手引き整合的なベースラインとなる。 7

一方、依拠／代替型AIとして運用するには「必要性」および「同種業務の通常人の作業水準と比較して同等以上の精度・安全性」が一つの目安とされる。 2 知財侵害リスクをゼロにできない以上、依拠／代替型で“自動公衆送信”や“自動出品”を行う設計は、後述のとおり注意義務（結果回避義務）の重心が「設計・説明・監視・停止」に寄り、プロバイダ側の説明・ガードレールの要請も強くなる。 8

## 責任類型の整理（不法行為・共同不法行為・製造物責任・契約責任）

本文は、一般不法行為（民法709条）について、要件を①過失（予見可能性を前提とする結果回避義務違反）②保護法益侵害（身体・財産・人格権等）③損害④因果関係（事実的因果関係＋相当因果関係）として整理する。 4 知財権侵害は通常「財産権侵害」として②に入るため、AIが介在しても原則は同じで、争点は主に「誰の過失か（注意義務の所在）」と「因果関係（AI出力・学習データと侵害結果の連鎖）」に集中しやすい。 9

複数主体が損害発生に寄与する場合、共同不法行為（民法719条）や幫助（同条2項）の成否が論点となり得る、と本文は明示する。 10 AIのバリューチェーン（基盤モデル開発者、アプリ開発者、データ提供者、プラットフォーム、利用者等）が分業化している現在、知財侵害でも共同不法行為（連帯責任）や幫助責任の射程が実務上重要になる。 11

製造物責任（製造物責任法3条）は、製造物の欠陥により生命・身体・財産侵害が生じた場合に無過失責任を定めるが、知財侵害（無体財産）それ自体は通常「欠陥製造物による損害」とは構成しにくい。 12 ただし、AIが組み込まれた“有体製品”が権利侵害品の生産を自動化し物的損害へ波及するなど、周辺で争点化する余地はあるため、本報告書では各事例で「該当しにくい／限定的」と明示する。 13

契約責任（債務不履行、民法415条）については、手引きが主対象外としつつも、当事者間では契約により責任加重・制限・放棄など調整可能である点を踏まえ、実務推奨として契約条項（保証・免責・補償・ログ提供義務等）を提示する。 14

## 責任評価フロー（手引き準拠の実務用）

手引きの考え方（AI類型→注意義務の置き方→過失・因果関係→共同不法行為）を、知財向けに実装すると、概ね下記の順で検討すると説明力が高い。 15

### flowchart TD

```
A[第三者の知財上の損害が発生] --> B{AIの利用形態は?}
B -->|補助/支援型| C[人の評価・検証が前提]
B -->|依拠/代替型| D[出力が直接損害に結びつく前提]
C --> E{誰に注意義務違反（過失）がある?}
D --> F{設計・説明・運用の欠陥/不足は?}
E --> G[AI利用者：出力検証・運用体制]
E --> H[AI開発者/提供者：リスク説明・ガードレール]
F --> H
F --> G
G --> I{複数主体が寄与?}
H --> I
I -->|Yes| J[共同不法行為/幫助（民法719）の検討]
I -->|No| K[単独不法行為（民法709）]
```

J --> L[因果関係・相当因果関係・損害範囲]  
K --> L

## 事例横断の整理

本報告書で扱う想定事例（少なくとも6件）を、知財領域・主要争点・想定責任類型・リスク評価で横断整理する。リスクは「高＝紛争化しやすく影響も大」「中＝条件次第で顕在化」「低＝典型論点はあるが実害・立証が相対的に限定的」を目安とした（個別事情で上下）。<sup>15</sup>

想定事例	主な知財領域	コア争点（例）	手引き上の主戦場（責任類型）	リスク
事例1 学習データの著作物利用	著作権（複製等）、場合により不競法（限定提供データ）	30条の4適用可否／「不当に害する」／データ提供者・開発者の注意義務	一般不法行為（709）、共同不法行為（719）	高
事例2 生成物の著作権性と帰属	著作権（著作物性、職務著作、二次的著作物）	創作意図・創作的寄与／権利帰属（契約）	契約責任（415）＋第三者には709	中
事例3 二次的著作物・スタイル模倣	著作権（翻案・依拠性・類似性）	享受目的／RAG・過学習／プロンプト設計と予見可能性	709、719（幫助）、差止	高
事例4 特許侵害を助長する設計支援AI	特許（直接侵害、間接侵害101）	AI出力が侵害実施にどこまで結びつくか／提供者の関与	709、719、（場合により特許法101の枠）	中
事例5 営業秘密の入力・漏洩	不競法（営業秘密）、契約（NDA）	秘密管理性／「使用・開示」／クラウド学習・ログ	709、（契約415）、不競法に基づく請求	高
事例6 商標類似の自動生成・採用	商標、（不競法：周知表示混同等）	類否判断（三点観察）／「使用」該当性	709、（契約415）、719（悪質時）	中
事例7 意匠の自動生成・類似製品化	意匠	類似判断／創作容易性（登録側論点）	709、719（供給連鎖）	中
事例8 データベース／限定提供データのRAG利用	著作権（DB著作物）、不競法（限定提供データ）、契約	体系的構成の創作性／不正取得・使用／出力が実質複製か	709、719、契約415	中～高

## 想定事例の詳細分析

以下、各事例につき、指定された（1）～（6）を満たす形で分析する。未指定事項は「未指定」としたうえで、必要に応じて複数シナリオを分岐して示す。

**【事例1】学習に用いた著作物の権利侵害（スクレイピング／クローズドデータ）〔リスク：高〕**

(未指定：損害額、当事者の国籍・所在地、学習実施地、クローラのアクセス態様（認証回避の有無等）、利用規約、学習後の出力特性（再現性）、対象著作物の市場（ライセンス市場の有無）)

#### (1) 事案の簡潔な事実関係

生成AIの基盤モデル開発者が、ウェブ上の画像・文章を大量収集して学習データセットを作成し、学習済みモデルを販売／API提供した。学習対象には、権利者が有償提供している写真集・記事（バイウォール等で管理）や、特定作家の作品群が含まれていた。モデルは一部で「特定作品に酷似する出力」や「原文に近い出力」を生じさせることがある。

#### (2) 該当する知財法領域と争点

主要領域は著作権（学習段階の複製・翻案・公衆送信等）であり、ポイントは「情報解析」目的の権利制限（著作権法30条の4）の適用可否と、ただし書（著作権者の利益を不当に害する場合）の該当性である。<sup>16</sup> 文化庁<sup>17</sup>の整理では、AI開発・学習は30条の4の枠組みで論じられる一方、適用対象外となる場合に無許諾複製等は侵害になり得る点が明示される。<sup>18</sup> また、学習データがアクセス制御付きの「限定提供データ」に当たる場合、取得・使用・開示の態様次第で不正競争防止法上の問題が併存し得る（後段の事例8と共通）。<sup>19</sup>

#### (3) 手引きの解釈適用（責任類型）と根拠

第三者（著作権者）損害（無体財産権侵害）なので、手引きの射程（第三者損害・デフォルトとして不法行為中心）に合致し、基本線は一般不法行為（民法709条）である。<sup>20</sup>

過失は「予見可能性を前提とした結果回避義務違反」と整理され、AIに関わる場合でも②～④（保護法益侵害・損害・因果関係）は従来と同様に妥当する場面が多いが、①過失の捉え方が論点化しやすい、というのが手引きの基本姿勢である。<sup>21</sup>

学習段階の侵害は「AIの利用形態」分類と直交する面があるものの、少なくとも「第三者の権利侵害リスクを内包する局面」であり、手引きが“人の検証が必要”と位置付ける場面に近い。<sup>22</sup> したがって、開発者側におけるデータ収集・フィルタリング・権利情報取得・オプトアウト反映等の「結果回避義務」の内容が中心争点となる。<sup>23</sup>

共同不法行為：データ提供者（クローズドDB運営者、委託先クローラ等）が侵害的取得を行い、開発者がそれを利用する構図では、損害発生への寄与が複数主体に分散し得るため、共同不法行為（民法719条）・幫助（同条2項）が争点化し得る。<sup>10</sup>

製造物責任：知財侵害は通常「欠陥製造物による生命・身体・財産侵害」型ではないため、製造物責任法3条の直接適用は一般に想定しにくい（該当しにくい）。<sup>24</sup>

#### (4) 当事者の責任帰属の可能性と判断要素

- ・ **モデル開発者（基盤モデル）**：学習データ収集の適法性確保は開発者のコントロール領域が大きく、著作物混入や権利者利益侵害（30条の4ただし書該当）を予見し得たか、回避措置（ライセンス、除外、出力抑制）を合理的に採ったかが過失判断の中核となる。<sup>23</sup>
- ・ **データ提供者／クローラ委託先**：不正取得（アクセス制御回避、規約違反的大量取得等）がある場合、取得行為自体の故意・過失が強く認定されやすい。限定提供データに当たる場合は制度趣旨上も「悪質な不正取得・使用」抑止が強調されているため、共同不法行為や不競法上の請求（差止・損害賠償）と併走し得る。<sup>25</sup>
- ・ **アプリ開発者（上乘せ学習・微調整）**：特定クリエイター作品を「過学習」させ類似物を出力させる目的の学習等は、文化庁資料でも権利制限の適用外となり得る場面の例示に含まれるため、目的・手法次第で過失の評価が厳しくなる。<sup>18</sup>
- ・ **プラットフォーム／API提供者**：学習段階に非関与でも、侵害を高頻度で誘発する機能設計（例：特定作家名をテンプレ化し容易に模倣出力できるUI）があると、後段の出力侵害と結び付けて幫助・共同不法行為が争点化し得るが、立証は（認識・相当因果関係の点で）重くなる。<sup>26</sup>

(5) 予防措置・実務上の推奨  
契約・技術・運用を重ねる必要がある。

- ・**データ取得・学習ガバナンス**：①収集元の適法性評価（robots、規約、アクセス制御）②権利者の利用市場と衝突し得るデータ（有償写真、記事等）の取り扱い判断③30条の4ただし書に関する“市場衝突”評価（潜在市場含む）を、説明可能な形で記録する。<sup>27</sup>
- ・**除外（オプトアウト）と根拠ログ**：後日の立証（どのデータをどの時点で除外したか、学習に使ったか）に備え、データ投入・削除の証跡を保持する（ログ、ハッシュ、データ系統管理）。手引きも立証論点を扱う章立てを置き、AI特有の立証困難性が問題になる旨を示す。<sup>28</sup>
- ・**出力側の抑止（近似物生成リスク低減）**：学習段階の適法性が争点でも、実務上は「類似物が生成される可能性を低減する措置」が手引きの想定事例（画像生成AI）でも示されており、侵害誘発を下げる設計は“結果回避義務”の充足に資する。<sup>29</sup>
- ・**保険・補償スキーム**：第三者請求（差止・損害賠償）に備え、サイバー／メディア／知財訴訟費用をカバーする保険（未指定：加入可否）や、顧客向け補償条項（indemnity）の設計を検討する（ただし免責条項の有効性は個別）。<sup>30</sup>

(6) 参考となる判例・ガイドライン・条文（出典）

- ・手引き（不法行為中心・過失の整理、共同不法行為射程）：<sup>31</sup>
- ・著作権法30条の4（情報解析の権利制限、ただし書）：<sup>16</sup>
- ・学習段階で適用対象外となり得る例示（過学習等）：<sup>32</sup>
- ・民法709条（一般不法行為）：<sup>33</sup>

---

## 【事例2】生成物の著作権帰属（社内制作物・委託・職務著作）〔リスク：中〕

（未指定：プロンプト作成者と最終編集者の関係（雇用／委託）、社内規程、生成過程（どの程度の編集・選択をしたか）、利用規約（出力の利用条件・保証）、損害額）

(1) 事案の簡潔な事実関係

企業が生成AIを用いて広告コピー・画像案を大量生成し、マーケ担当者が一部を選択・編集して最終成果物（広告バナー、記事）に仕上げた。後日、当該成果物を巡り「著作権が誰に帰属するか」（社内の担当者か企業か、委託先か）および「成果物はそもそも著作物か」が問題となり、第三者（例：取引先）が再利用したことから紛争化した。

(2) 該当する知財法領域と争点

争点は主に、(a)生成物が著作物となる要件（創作意図・創作的寄与）と、(b)著作権の帰属（職務著作・契約）である。文化庁資料は、生成物が著作物となる要件の検討（創作意図・創作的寄与）を主要論点として掲げる。<sup>34</sup>

（注）本事例は「第三者権利侵害」よりも「当事者間の帰属・利用条件」が中心となりやすく、手引きが主対象外とした“契約に左右される領域”に近い。<sup>35</sup>

(3) 手引きの解釈適用（責任類型）と根拠

- ・**契約責任（民法415条）**：当事者間（企業—委託先、企業—AI提供者）の利用規約・制作委託契約により、権利帰属・保証・再利用範囲が決まる部分が多い。債務不履行の一般規律（民法415条）・損害範囲（416条）がベースとなり得る。<sup>36</sup>
- ・**不法行為（民法709条）**：第三者（無関係な者）が無断利用した場合は不法行為が中核となるが、そもそも著作権が成立しない（著作物性が否定）なら著作権侵害による709構成が崩れるので、契約・不競法・不当利得等の別構成が問題になる。<sup>37</sup>

- ・製造物責任：該当しにくい。 24

#### (4) 当事者の責任帰属の可能性と判断要素

- ・利用者側（企業／担当者）：著作物性は「人の創作的寄与」が鍵となるため、編集・選択・構成など人の寄与の記録（どの案を採ったか、どの程度改変したか）が後日の帰属・保護範囲を左右する。 38
- ・AI提供者／プラットフォーム：帰属そのものは当事者間契約（利用規約）により調整されやすく、手引きがいう「個別契約を踏まえた分析が必要」という領域。 39
- ・委託先（制作会社等）：委託制作物に関する権利帰属や二次利用（ポートフォリオ掲載等）を契約で明確化しないと、後日紛争化しやすい（未指定：契約条項）。 40

#### (5) 予防措置・実務上の推奨

- ・権利帰属と利用条件の分離設計：経産省の「AI・データの利用に関する契約ガイドライン（AI編）」は、学習済みモデルを含む成果物について「知的財産権の帰属および利用条件」が交渉上の主要課題であるとし、明確なルールがない領域であることを前提に条項設計の重要性を示す。 41
- ・インプット／アウトプット別の契約チェック：経産省「AIの利用・開発に関する契約チェックリスト」は、AI活用契約をインプット（入力データ）とアウトプット（出力物）で分け、リスク分配の検討を促す。 42
- ・著作物性の“証拠化”：プロンプト、選択理由、編集履歴、版管理を残し、創作的寄与の説明可能性を上げる。これは手引きが強調する「立証」問題（AIでは因果関係・過失の立証が難化し得る）への備えでもある。 43

#### (6) 参考となる判例・ガイドライン・条文（出典）

- ・生成物が著作物となる要件（論点整理）： 44
- ・契約設計（AI編）： 40
- ・民法415・416（債務不履行・損害範囲）： 45
- ・手引き（契約責任は個別契約に左右され主対象外）： 39

---

### 【事例3】二次的著作物の生成・スタイル模倣（ファインチューニング／RAG／過学習）（リスク：高）

（未指定：対象作品の特定、入力データ（少量作品か大量か）、目的（類似物生成目的か）、RAGの取得元権限、出力の公表態様、損害額）

#### (1) 事案の簡潔な事実関係

利用者が、(A)特定作家の作品を少量集めてLoRA等で追加学習し、作家の作風に極めて近いイラストを生成して販売した、または(B)RAGで有償記事DBを参照させ、記事の要約として実質的に本文を大量に出力・公開した。権利者は「翻案（または複製）に当たる」「市場を侵害する」と主張する。

#### (2) 該当する知財法領域と争点

著作権（翻案・複製・公衆送信等）が中心で、(i)学習段階の30条の4適用、(ii)生成・利用段階での依拠性・類似性（実質的再現か）、(iii)RAGが“引用”や適法利用に当たるか、(iv)AI提供者・プラットフォームが侵害にどこまで関与したかが争点となる。 46

#### (3) 手引きの解釈適用（責任類型）と根拠

本事例は「AI出力が第三者の権利侵害に直結」し得る典型であり、概要資料が「第三者の権利侵害リスクを内包し人の評価・検証が必要なケース」を補助／支援型AIとしてのみ用いるべき場合に位置付ける点が、そのままではまる。 22

よって、**利用者側**はAI利用の有無で注意義務が軽減されるわけではなく、適切な判断・行動（出力検証）や、AIを適正に用いる体制構築が求められる、という手引きの方向性が適用される。<sup>2</sup>

**開発者・提供者側**も、原則として出力適切性判断は利用者前提としつつ、性能限界・重要リスクの説明、利用者が予見・対処しにくいリスクについて一定の設計措置が求められ得るとされるため、著作権侵害を高頻度で誘発する機能（例：特定作家名テンプレ、出力の透かしなし大量自動投稿）を提供する場合、説明・設計上の注意義務が争点化し得る。<sup>47</sup>

責任類型としては、第三者（著作権者）に対する一般不法行為（709）が基本で、連鎖がある場合は民法719（幫助）も検討対象となる。<sup>48</sup>

#### (4) 当事者の責任帰属の可能性と判断要素

- ・**利用者（生成・販売者）**：侵害結果（販売・公開）が利用者の行為により直接発生するため、通常は主要責任主体となる。注意義務は、侵害リスクが高い用途（特定作家の模倣、全文に近い要約公表）ほど高くなる（危険の大小・被侵害利益の軽重等で水準決定）。<sup>49</sup>
- ・**AI提供者／プラットフォーム**：
  - ・**補助／支援型的前提が崩れる運用**（自動投稿・大量配信等）では、依拠／代替型に近づき、設計上・説明上の措置（権利侵害防止措置、リスク情報の提供）がより強く求められ得る。<sup>8</sup>
  - ・著作権侵害における“加担者”責任は、共同不法行為・幫助（民法719）や、著作権侵害主体性（カラオケ法理等）を巡る判例・議論があり、サービス提供者の管理性・利益性・関与態様が評価される文脈がある。<sup>50</sup> 最高裁判所<sup>51</sup>
  - ・例えば、放送コンテンツの遠隔視聴サービス（まねきTV等）を含む判例動向では、仲介者の著作権法違反が問題となり得ることが整理されている。<sup>52</sup>
  - ・**追加学習用データ提供者**：特定作家作品の提供契約、利用許諾の有無（未指定）により責任構造が変わる。無権限提供なら共同不法行為の組み立てが容易になる。<sup>53</sup>

#### (5) 予防措置・実務上の推奨

- ・**用途制限とヒト介在**：知財侵害リスクを内包する用途は補助／支援型として運用し、公開前審査（人手レビュー）を必須にする（手引きの基本方向性）。<sup>22</sup>
- ・**RAGの権限管理**：参照元DBの権限（購読契約、API利用条件）に応じ、出力が原文の実質的再現にならないよう、要約長制限・引用範囲制御・出典表示などを組み合わせる（未指定：要件設計）。<sup>54</sup>
- ・**「類似物生成」を目的とする学習の回避**：文化庁資料が例示する“類似物生成目的の学習”や“少量クリエイター作品のみ学習”など、権利制限の適用対象外となり得る組み合わせは、事前に法務審査と許諾取りを行う。<sup>18</sup>
- ・**ログ保存・説明可能性**：出力生成の条件（プロンプト、参照文書ID、温度等）を保存し、侵害主張時に原因究明と差止対応を迅速化する（手引きの立証論点に対応）。<sup>43</sup>

#### (6) 参考となる判例・ガイドライン・条文（出典）

- ・補助／支援型としてのみ用いるべき場合（第三者権利侵害リスク）：<sup>2</sup>
- ・30条の4と適用対象外例（過学習等）：<sup>55</sup>
- ・仲介者の侵害主体性／加担責任（近時判例動向・カラオケ法理の枠）：<sup>56</sup>
- ・民法719（共同不法行為・幫助）：<sup>57</sup>

---

#### 【事例4】特許侵害を助長する設計支援AI（侵害品設計・製造BOM提案）〔リスク：中〕

（未指定：対象特許（請求項）内容、製造場所、AIが提示した構成の具体性、利用者の特許調査体制、提供者の利用規約（侵害保証の有無）、損害額）

#### (1) 事案の簡潔な事実関係

製造業A社が、設計支援AIに「同等性能でコストを下げた機構設計」を依頼し、AIが提示した構成（部品配置・制御方法）を採用して製品化したところ、競合B社が保有する特許権の技術的範囲に属するとして差止・損害賠償を請求した。AI提供者は「出力は参考情報、侵害保証なし」としている（未指定：条項）。

#### (2) 該当する知財法領域と争点

特許権侵害（直接侵害）が中心。加えて、AI提供者が侵害を惹起する部材・ソフトを“業として”提供している場合、特許法101条（侵害とみなす行為＝いわゆる間接侵害）の射程が問題となり得る。ただし、AIが“情報”として設計提案を出しただけで、101条の「物の生産にのみ使用する物」等に当たるかは事案次第。<sup>58</sup>

#### (3) 手引きの解釈適用（責任類型）と根拠

第三者（特許権者）損害であり、不法行為（709）がデフォルトとなる点は手引きの射程どおり。<sup>20</sup> AIは典型的に「補助／支援型AI」であり、利用者が最終判断（採用・製造）を行うため、利用者には“本来負うべき注意”の下でAI出力の適切性を検討することが予定される、という整理が基本線となる。<sup>29</sup> 一方、提供者側も、性能限界・重要リスクの説明、利用者が予見・対処困難なリスクに対する一定の設計措置が求められ得るため、特許侵害を高確率で誘発するようなユースケース（「この特許を回避する設計を出せ」等）に対しては、禁止・警告・ログ・制限などの“説明上／設計上の注意義務”が争点化し得る。<sup>8</sup> 共同不法行為・幫助：提供者が侵害を“認識しつつ促進”した事情があれば民法719（幫助）構成が検討される。<sup>10</sup>

#### (4) 当事者の責任帰属の可能性と判断要素

- ・**利用者（製造販売者）**：直接侵害の主体となるのが通常で、特許調査（クリアランス）や弁理士レビュー（未指定：実施有無）の欠如は過失評価を強める。<sup>59</sup>
- ・**AI提供者／ソフトウェアベンダ**：特許法101条は、予備的・幫助的の行為を侵害とみなす制度であり、JPO資料も制度趣旨を説明している。<sup>60</sup> 特許庁<sup>61</sup>
- ・AIが提供するものが“設計情報”にとどまる場合、101条を直接当てるのは難しいことがある一方、ソフトウェアが間接侵害として争われた「一太郎」等の文脈では、ソフトの提供態様が問題となったことが紹介されている。<sup>62</sup>
- ・手引きの観点では、提供者が担うべきは、（少なくとも）機能・性能・重要リスク（特許侵害可能性、禁止用途等）を明確に説明し、リスクコントロールに重要な情報を分析して利用者に提供すること、と整理される。<sup>47</sup>
- ・**プラットフォーム（マーケットプレイス）**：侵害設計モジュールを流通させる場合、注意義務の帰属が争点化するが、どこまで“支配・管理”していたかが鍵（未指定）。<sup>63</sup>

#### (5) 予防措置・実務上の推奨

- ・**禁止プロンプト／用途制限**：「特許回避」「そのまま製造可能なBOM提供」等、高リスク用途を規約・UIで禁止し、違反時の停止・通報・ログ保存を実装する（説明上の措置）。<sup>64</sup>
- ・**クリアランス手順の標準化**：AI提案を採用する前に、先行技術調査ではなく“権利調査”として、関連特許のFTO確認を必須化する（補助／支援型の「人の検証」実装）。<sup>65</sup>
- ・**契約条項**：侵害保証の有無、第三者権利侵害時の責任分担、監査協力（ログ提供）を、契約チェックリストで点検する。<sup>66</sup>

#### (6) 参考となる判例・ガイドライン・条文（出典）

- ・手引き（補助／支援型、提供者の説明上措置）：<sup>67</sup>
- ・特許法101条（間接侵害）趣旨整理（JPO資料）：<sup>60</sup>
- ・ソフトウェアと間接侵害（「一太郎」等の紹介資料）：<sup>62</sup>

## 【事例5】営業秘密の漏洩（社内データを外部LLMへ入力／クラウド学習・ログ保存）〔リスク：高〕

（未指定：入力した情報の営業秘密該当性、秘密管理措置の状況、AIサービスの利用規約（学習利用の有無）、入力者の権限、漏洩後の拡散範囲・損害額、国外移転の有無）

### （1）事案の簡潔な事実関係

従業員が業務効率化のため、外部LLMに「ソースコード」「未公開仕様」「顧客リスト」等を投入して要約・バグ解析を依頼した。サービス側が入力をログ保存し、または学習に再利用する設定であった（未指定）。後日、当該情報が社外に流出し、競合が類似製品を開発したとして、情報保有企業が営業秘密侵害を主張する／あるいは取引先から損害賠償請求を受ける。

### （2）該当する知財法領域と争点

不正競争防止法上の「営業秘密」（秘密管理性・有用性・非公知性）の該当性、および不正取得・使用・開示に当たるかが中心。経産省の営業秘密管理指針は、法的保護を受けるために必要となる最低限の水準の対策を示す、と位置付ける。<sup>68</sup>

また、情報入力者（従業員）とサービス提供者（外部LLM）の間の契約（利用規約、NDA）も重要で、契約責任と不法行為責任が併走しやすい。<sup>69</sup>

### （3）手引きの解釈適用（責任類型）と根拠

第三者損害（営業秘密保有者、または取引先）が生じる場面では、手引きの枠組みにより不法行為（709）が中心。<sup>20</sup>

AI利用形態は、社内への入力段階では補助／支援型だが、「入力＝即時に第三者権利侵害や損害に直結する」類型であり、手引きが示す“権利侵害リスクを内包し人の評価・検証が必要”に強く該当する。<sup>2</sup> よって注意義務は、個々の出力検証というより「入力してよい情報の線引き」「アクセス権と監査」「外部送信の禁止・許可フロー」等の体制構築に移る。これは、手引きが依拠／代替型で示す「注意義務対象の転換（体制構築・運用）」の考え方とも整合する。<sup>70</sup>

契約責任（415）：取引先秘密を入力した場合、企業と取引先のNDA違反（債務不履行）が主要な請求構成になり得る。<sup>71</sup>

### （4）当事者の責任帰属の可能性と判断要素

- **入力した従業員／企業（利用者側）**：営業秘密の保護には“秘密管理”が前提であり、従業員が誰でも自由に閲覧できる、私用端末で撮影して共有していた等の事情で秘密管理性が否定され得るという裁判例解説もある。<sup>72</sup> 逆に言えば、保有者側が秘密管理措置を取っていないと、そもそも営業秘密として保護されず、請求が崩れる（ただし契約責任や別構成は残り得る）。<sup>73</sup>
- **AIサービス提供者（外部LLM）**：利用規約上「入力を学習に利用する」「第三者提供しない」などの合意（未指定）により、責任構造が大きく変わる。無断利用・第三者開示があるなら不法行為（709）＋契約違反（415）双方の射程。<sup>74</sup>
- **第三者（競合）**：不正取得・使用に当たる場合、直接の不競法責任主体となる可能性が高い（未指定：取得経路）。<sup>75</sup>

### （5）予防措置・実務上の推奨

- **秘密管理性の実装（最低水準＋上乘せ）**：営業秘密管理指針が示す“最低限の水準”を満たす（アクセス制御、秘密表示、持出管理等）ことに加え、生成AI利用を前提とした追加統制（入力禁止カテゴリ、DLP、CASB等）を行う。<sup>76</sup>
- **インプット統制（AI契約チェックリスト活用）**：入力データの取扱い、学習への再利用の禁止、ログ保持期間、国外移転、削除要求、監査権などを条項化する。<sup>42</sup>
- **ログ保存・インシデント対応**：誰が何を入力したか（ただし個人情報配慮は別途）を保存し、漏洩が疑われる場合に迅速に停止・削除要請を行えるようにする（立証・原因究明の観点）。<sup>43</sup>

- ・ **社内教育**：経産省が営業秘密啓発資料や指針を公開しているため、従業員教育資料に組み込む。 77

(6) 参考となる判例・ガイドライン・条文（出典）

- ・ 営業秘密管理指針（位置付け・生成AIとの関係言及含む）： 76
- ・ 秘密管理性が争点となった裁判例解説（LINE共有で否定等）： 78
- ・ 営業秘密三要件の整理（公的資料）： 79
- ・ 手引き（注意義務の転換・第三者権利侵害リスク）： 80

---

**【事例6】 商標類似の自動生成（ネーミングAI／ロゴ生成AI）と採用〔リスク：中〕**

（未指定：対象商標の著名性、指定商品・役務、実際の使用態様（商標的使用か）、利用者の調査体制、AI提供者のフィルタ機能、有無、損害額）

(1) 事案の簡潔な事実関係

利用者がネーミングAIにより商品名候補を生成し、ロゴ生成AIで標章を作成して新商品に付して販売したところ、既存登録商標に類似し出所混同のおそれがあるとして、商標権者から差止・損害賠償請求を受けた。

(2) 該当する知財法領域と争点

商標法上の「商標」「使用」該当性と、類否判断（外観・称呼・観念を総合し、取引の実情を考慮して混同のおそれを判断）が中心。商標法は商標・使用の定義を置く。 81 類否判断の実務的説明として、INPITのFAQは三点（称呼・外観・観念）を総合し、需要者の注意力や取引の実情を考慮して「出所混同のおそれ」で判断すると述べ、参照先として特許庁の商標審査基準（4条1項11号）を示す。 82  
また、既存周知表示との混同惹起等是不正競争防止法（周知表示混同惹起等）との競合もあり得る。 75

(3) 手引きの解釈適用（責任類型）と根拠

商標権者は第三者であり、損害賠償は不法行為（709）構成が基本（差止は商標法ベースだが本報告書は民事責任中心）。 83

AI利用形態は「第三者権利侵害リスクを内包」するため、手引き上は補助／支援型として人の評価・検証が必要な典型に位置付く。 2 よって利用者には、商標調査（先行商標検索）や専門家確認を含む確認プロセスを設ける結果回避義務が生じやすい。 84

提供者側は、原則として適切性判断は利用者前提だが、重要リスクの説明や、利用者の予見・対処が容易でないリスクへの一定の設計措置が求められ得るため、著名商標の生成や近似生成を抑止する機能を有するか、警告をしていたかが争点となる。 47

共同不法行為：提供者が侵害を積極的に誘発・促進（例：著名ブランド名をテンプレで提案）し、かつ悪質性が高い場合は幫助（719(2)）が検討され得るが、通常は利用者責任が中心。 10

(4) 当事者の責任帰属の可能性と判断要素

- ・ **利用者（採用・使用者）**：商標法上の「使用」に当たる行為（商品への付与、譲渡・展示、電気通信回線を通じた提供等）を行う主体として責任の中心。 85
- ・ **AI提供者／プラットフォーム**：類似生成が起こり得る旨の説明、禁止事項（他社商標の使用等）、検知機能の有無、違反時の対応（停止、ログ提供）が判断要素。 86
- ・ **デザイナー／広告代理店**：AI生成ロゴをそのまま納品した場合、共同不法行為（連帯）リスクを含む。 10

#### (5) 予防措置・実務上の推奨

- ・**商標クリアランス**：AI提案は候補生成に留め、採用前に必ず先行商標調査を行う（補助／支援型の実装）。INPITの案内や特許庁審査基準の枠組みを社内手順に落とす。<sup>87</sup>
- ・**生成禁止・フィルタ**：著名商標・企業名に対する生成制限、近似候補の警告を実装し、利用者が対処しにくいリスクを低減する（提供者側の設計・説明）。<sup>47</sup>
- ・**契約条項**：アウトプットの第三者権利侵害保証の有無、侵害時の責任分担、協力義務（ログ提供）を契約チェックリストで点検。<sup>42</sup>

#### (6) 参考となる判例・ガイドライン・条文（出典）

- ・商標法（定義・使用）：<sup>85</sup>
- ・商標の類否判断（INPIT FAQ、特許庁資料）：<sup>82</sup> 工業所有権情報・研修館<sup>88</sup>
- ・手引き（第三者権利侵害リスク→補助／支援型）：<sup>2</sup>

---

### 【事例7】意匠類似の自動生成（製品外観・UI画像）と製品化（リスク：中）

（未指定：登録意匠の内容、生成デザインの類似度、製造販売態様、意匠調査の有無、損害額）

#### (1) 事案の簡潔な事実関係

企業が生成AIにより製品外観デザインやUI画像を生成し、そのまま量産品に採用・上市したところ、他社の登録意匠と類似するとして意匠権侵害を主張された。

#### (2) 該当する知財法領域と争点

意匠法上の「意匠」「実施」該当性、登録意匠・類似意匠の範囲、類似判断が中心。意匠法は意匠の定義（物品・建築物・画像等）と、意匠についての「実施」（製造、譲渡、輸出入等）を定義している。<sup>89</sup> UI画像については画像意匠の保護対象となり得ることが制度上整理されている（審査基準等が参照される領域）。<sup>90</sup>

#### (3) 手引きの解釈適用（責任類型）と根拠

登録意匠権者は第三者であり、損害賠償は不法行為（709）が基本。<sup>91</sup> AI出力が第三者権利侵害リスクを内包する以上、手引き上は補助／支援型として人の検証が必要なケースに当たるため、利用者には意匠調査・レビュー体制を含む結果回避義務が課されやすい。<sup>92</sup> 提供者側の責任は、通常は利用者中心だが、侵害を高頻度で誘発する機能や自動製品化プロセス（依拠／代替型に近い）では、設計・説明の注意義務が争点化し得る。<sup>8</sup>

#### (4) 当事者の責任帰属の可能性と判断要素

- ・**利用者（採用・量産者）**：意匠の「実施」主体となり、侵害結果と直結する。<sup>93</sup>
- ・**AI提供者**：意匠侵害の“予見可能性”は一般に商標よりも専門性が高い場合があり、利用者による予見・対処が容易でない局面では、提供者のリスク説明（どの程度類似物が出るか、チェック推奨）や、類似抑止の設計措置が争点化し得る。<sup>47</sup>

#### (5) 予防措置・実務上の推奨

- ・**意匠調査・審査基準に沿ったレビュー**：特許庁が公開する意匠審査基準等を参照しつつ、類似評価の観点を社内チェックに落とす。<sup>94</sup>
- ・**生成工程の証跡**：生成過程・選択理由を残し、後に「独自創作」「偶然的類似」等の主張が必要になった場合の説明可能性を上げる（ただし結論を保証しない）。<sup>43</sup>

(6) 参考となる判例・ガイドライン・条文（出典）

- ・意匠法（定義・実施）： 89
- ・意匠審査基準（特許庁公開）： 94
- ・手引き（第三者権利侵害リスク→補助／支援型）： 2

---

**【事例8】 データベース著作物・限定提供データの侵害（RAGでの抽出／データ持出し）〔リスク：中～高〕**

（未指定：データベースの創作性（選択・体系構成）、取得態様（不正アクセス等）、契約条項、出力がどの程度原文を再現するか、損害額）

(1) 事案の簡潔な事実関係

(A) 企業が有償の業界データベース（論文・数値・レビュー）を契約で閲覧していたが、RAG用に大量抽出して自社AIに投入し、外部顧客に回答として提供した。

(B) コンソーシアム内でID・パスワード管理され共有されていたデータ（取引データ等）が外部AIに投入され、第三者が利用できる形で出力される事象が生じた。

(2) 該当する知財法領域と争点

- ・**著作権（データベースの著作物）**：国立国会図書館の資料は、データベースの著作物（法12条の2）を「情報の選択又は体系的な構成に創作性がある」場合に保護されると整理する。<sup>95</sup> 既存DBからの大量抽出・再提供が「複製」「公衆送信」等に当たり得るか、出力が実質的にDBの表現・構成を再現しているかが争点。<sup>96</sup>
- ・**不正競争防止法（限定提供データ）**：限定提供データ制度について、経産省は指針を公表し、制度の位置づけや要件の考え方を示している。<sup>97</sup> データが限定提供性・相当蓄積性・電磁的管理性を満たすか、取得・使用・開示が不正競争に当たるかが争点。<sup>19</sup>
- ・**契約**：DB利用契約（目的外利用禁止、二次利用禁止等）違反が強く、債務不履行（415）と併走しやすい。<sup>98</sup>

(3) 手引きの解釈適用（責任類型）と根拠

第三者損害で不法行為が基本、かつ複数主体（DB利用者、AI提供者、データPF等）が関与しやすいので、共同不法行為（719）も射程。<sup>48</sup>

AIの運用が「自動応答で原文に近い出力を返す」態様だと、依拠／代替型に近づくため、手引きが示す「設計・説明・運用の注意義務」「リスクコントロール上重要な情報の分析と利用者への情報提供」が重くなる。<sup>8</sup>

(4) 当事者の責任帰属の可能性と判断要素

- ・**DB利用者（RAG構築者）**：抽出・投入・再提供を行う主体で、目的外利用禁止等を知りながら大量抽出した場合、過失（場合により故意）評価は厳しくなりやすい。<sup>99</sup>
- ・**AI提供者**：参照元が権限制御されたDBであることを利用者が予見・対処しにくい設定（自動クロール機能等）を提供していた場合、説明・設計義務の範囲が争点化し得る。<sup>8</sup>
- ・**データPF／コンソーシアム**：限定提供データの保護では、指針が「プラットフォームと請求権者」等の論点を含め解説しているため、誰が請求権者となり得るか（委託者・PF等）が重要になる。<sup>100</sup>

## (5) 予防措置・実務上の推奨

- **データ権利の棚卸し（著作権DB／限定提供データ／営業秘密の峻別）**：同じデータでも保護制度が異なるため、経産省指針・ガイドラインに沿って要件を整理し、必要な管理（ID管理、暗号化、アクセス権限）を実装する。<sup>101</sup>
- **契約条項（目的外利用、第三者提供禁止、非侵害保証の扱い）**：経産省の契約ガイドライン（データ編）は、目的外利用禁止、第三者提供禁止、第三者知財非侵害保証／非保証など、条項として定めるべき事項をチェック項目化している。<sup>102</sup>
- **RAG出力制御**：原文再現を避けるための出力長制限、参照箇所の最小化、出典提示、アクセスログの監査などを“設計上の措置”として実装する。<sup>103</sup>

## (6) 参考となる判例・ガイドライン・条文（出典）

- データベース著作物の整理（法12条の2）：<sup>104</sup>
- 限定提供データに関する指針（経産省）：<sup>97</sup>
- 契約ガイドライン（データ編）チェック項目：<sup>102</sup>
- 手引き（共同不法行為・設計上／説明上の注意義務）：<sup>105</sup>

## 実務上の横断的推奨

知財リスクは「侵害の成立」自体をゼロにしにくく、手引きのいう過失（予見可能性＋結果回避義務）を満たすためには、①リスクの予見可能性を上げる（情報収集・説明）②結果回避のための合理的措置を積む（契約・技術・運用）③それらを後日立証できる形で残す（ログ・文書化）の三層が必要である。<sup>59</sup>

第一に、知財侵害の多くは手引き上「第三者権利侵害リスクを内包し、人の評価や検証が必要」な類型であり、原則として補助／支援型で運用する（自動公開・自動出品を避ける）のが、責任低減のベースとなる。<sup>22</sup> もし自動化（依拠／代替型）を行うなら、注意義務の対象は個々の出力チェックから、ガードレール設計・説明・監視・停止など「体制構築と運用」へ移るため、リスクコントロール上重要な情報（性能限界、禁止用途、外的危険源、どの程度の人との関与が望ましいか等）を分析し、利用者へ提供することが、提供者の義務としても前面に出る。<sup>8</sup>

第二に、契約は手引きの主対象外とされつつも、当事者間では責任配分を上書きできるため、知財領域では特に重要である。<sup>35</sup> 経産省の「AIの利用・開発に関する契約チェックリスト」は、AI契約をインプット／アウトプットに分け、リスク分配を点検できる形式で提供されているため、(i) 入力データの範囲（営業秘密・限定提供データ・個人情報の除外）(ii) 学習への二次利用の禁止 (iii) ログ保持・削除 (iv) 第三者請求時の協力義務 (v) 非侵害保証／免責／補償（indemnity）の設計を必須検討項目とするのが望ましい。<sup>106</sup> 経産省の「AI・データの利用に関する契約ガイドライン」も、データ提供契約で定めるべき事項として、目的外利用禁止、第三者提供禁止、第三者権利非侵害保証／非保証等をチェック項目化している。<sup>102</sup>

第三に、ログと説明可能性（Explainability/Traceability）は、知財紛争では「どのデータを学習したか」「どの資料を参照したか」「なぜその出力になったか」が争点化しやすく、立証負担を左右するため、運用必須コンポーネントと位置付けるべきである。手引き自体も立証や手続の論点を章立てで扱い、AIでは因果関係や過失の立証が難化し得ることを示唆している。<sup>43</sup>

## 参考条文・ガイドライン早引き

知財×AIの民事責任で頻出する条文・公的指針の“使いどころ”を、手引きの枠組み（709中心、719併用、415は当事者間）に沿って簡潔に整理する。 31

- **民法709条（一般不法行為）**：第三者の権利・法益侵害に対する損害賠償の基本構成（故意・過失、権利侵害、損害、因果関係）。手引きは過失を「予見可能性+結果回避義務違反」と整理。 107
- **民法719条（共同不法行為・幫助）**：AIのバリューチェーンで複数主体が寄与する場合の連帯責任・幫助責任。 57
- **民法415条・416条（債務不履行・損害範囲）**：当事者間契約（利用規約、NDA、データ提供契約）での損害賠償・範囲。 45
- **著作権法30条の4（情報解析）**：AI開発・学習段階の中心条文。適用対象外となる場合は無許諾利用が侵害となり得る（文化庁資料）。 108
- **データベースの著作物（著作権法12条の2）**：選択・体系的構成の創作性があるDBは著作物として保護（公的資料）。 95
- **不正競争防止法（営業秘密・限定提供データ）**：営業秘密管理指針（最低限対策）と限定提供データ指針（要件・具体例）が公表されている。 109
- **商標法（商標・使用の定義）／類否判断資料**：三点観察+取引の実情で混同のおそれを判断（INPIT FAQ、特許庁資料）。 110
- **意匠法（意匠・実施の定義）／意匠審査基準**：画像意匠を含む保護対象の範囲を踏まえ、類似評価・調査を行う。 111

1 2 3 5 7 15 20 22 28 29 31 43 47 61 64 65 67 70 80 83 86 92 <https://www.meti.go.jp/press/2026/04/20260409001/20260409001-2.pdf>

<https://www.meti.go.jp/press/2026/04/20260409001/20260409001-2.pdf>

4 6 8 9 10 11 14 21 23 26 35 39 48 49 53 59 63 69 84 88 91 99 103 105 <https://www.meti.go.jp/press/2026/04/20260409001/20260409001-1.pdf>

<https://www.meti.go.jp/press/2026/04/20260409001/20260409001-1.pdf>

12 13 <https://www.japaneselawtranslation.go.jp/ja/laws/view/3590>

<https://www.japaneselawtranslation.go.jp/ja/laws/view/3590>

16 108 <https://www.japaneselawtranslation.go.jp/ja/laws/view/3379>

<https://www.japaneselawtranslation.go.jp/ja/laws/view/3379>

17 50 56 <https://www.courts.go.jp/ip/vc-files/ip/file/200502.pdf>

<https://www.courts.go.jp/ip/vc-files/ip/file/200502.pdf>

18 32 55 [https://www.bunka.go.jp/seisaku/chosakuken/pdf/94097701\\_02.pdf](https://www.bunka.go.jp/seisaku/chosakuken/pdf/94097701_02.pdf)

[https://www.bunka.go.jp/seisaku/chosakuken/pdf/94097701\\_02.pdf](https://www.bunka.go.jp/seisaku/chosakuken/pdf/94097701_02.pdf)

19 25 51 97 100 101 <https://www.meti.go.jp/policy/economy/chizai/chiteki/guideline/h31pd.pdf>

<https://www.meti.go.jp/policy/economy/chizai/chiteki/guideline/h31pd.pdf>

24 <https://www.japaneselawtranslation.go.jp/ja/laws/view/3590/en>

<https://www.japaneselawtranslation.go.jp/ja/laws/view/3590/en>

27 [https://www.bunka.go.jp/seisaku/chosakuken/pdf/93903601\\_01.pdf](https://www.bunka.go.jp/seisaku/chosakuken/pdf/93903601_01.pdf)

[https://www.bunka.go.jp/seisaku/chosakuken/pdf/93903601\\_01.pdf](https://www.bunka.go.jp/seisaku/chosakuken/pdf/93903601_01.pdf)

30 42 54 66 106 [https://www.meti.go.jp/policy/mono\\_info\\_service/connected\\_industries/sharing\\_and\\_utilization/20250218003-ar.pdf](https://www.meti.go.jp/policy/mono_info_service/connected_industries/sharing_and_utilization/20250218003-ar.pdf)  
[https://www.meti.go.jp/policy/mono\\_info\\_service/connected\\_industries/sharing\\_and\\_utilization/20250218003-ar.pdf](https://www.meti.go.jp/policy/mono_info_service/connected_industries/sharing_and_utilization/20250218003-ar.pdf)

33 36 37 45 71 74 98 107 <https://www.japaneselawtranslation.go.jp/en/laws/view/3494>  
<https://www.japaneselawtranslation.go.jp/en/laws/view/3494>

34 38 44 46 [https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkashingikai/chosakuken/bunkakai/69/pdf/94022801\\_01.pdf](https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkashingikai/chosakuken/bunkakai/69/pdf/94022801_01.pdf)  
[https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkashingikai/chosakuken/bunkakai/69/pdf/94022801\\_01.pdf](https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkashingikai/chosakuken/bunkakai/69/pdf/94022801_01.pdf)

40 41 [https://www.meti.go.jp/policy/mono\\_info\\_service/connected\\_industries/sharing\\_and\\_utilization/20180615001-3.pdf](https://www.meti.go.jp/policy/mono_info_service/connected_industries/sharing_and_utilization/20180615001-3.pdf)  
[https://www.meti.go.jp/policy/mono\\_info\\_service/connected\\_industries/sharing\\_and\\_utilization/20180615001-3.pdf](https://www.meti.go.jp/policy/mono_info_service/connected_industries/sharing_and_utilization/20180615001-3.pdf)

52 <https://journal.ntt.co.jp/backnumber2/1201/files/jn201201059.pdf>  
<https://journal.ntt.co.jp/backnumber2/1201/files/jn201201059.pdf>

57 <https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/hourei/data/CC1.pdf>  
<https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/hourei/data/CC1.pdf>

58 60 [https://www.jpo.go.jp/resources/shingikai/sangyo-kouzou/shousai/housei-shoi/document/04-shiryu/1308-015\\_07.pdf](https://www.jpo.go.jp/resources/shingikai/sangyo-kouzou/shousai/housei-shoi/document/04-shiryu/1308-015_07.pdf)  
[https://www.jpo.go.jp/resources/shingikai/sangyo-kouzou/shousai/housei-shoi/document/04-shiryu/1308-015\\_07.pdf](https://www.jpo.go.jp/resources/shingikai/sangyo-kouzou/shousai/housei-shoi/document/04-shiryu/1308-015_07.pdf)

62 [https://www.jpaa.or.jp/old/activity/publication/patent/patent-library/patent-lib/200508/jpaapatent200508\\_062-064.pdf](https://www.jpaa.or.jp/old/activity/publication/patent/patent-library/patent-lib/200508/jpaapatent200508_062-064.pdf)  
[https://www.jpaa.or.jp/old/activity/publication/patent/patent-library/patent-lib/200508/jpaapatent200508\\_062-064.pdf](https://www.jpaa.or.jp/old/activity/publication/patent/patent-library/patent-lib/200508/jpaapatent200508_062-064.pdf)

68 73 76 109 <https://www.meti.go.jp/policy/economy/chizai/chiteki/guideline/r7ts.pdf>  
<https://www.meti.go.jp/policy/economy/chizai/chiteki/guideline/r7ts.pdf>

72 78 [https://www.ohebash.com/jp/newsletter/IPNewsletter\\_2021\\_autumn.pdf](https://www.ohebash.com/jp/newsletter/IPNewsletter_2021_autumn.pdf)  
[https://www.ohebash.com/jp/newsletter/IPNewsletter\\_2021\\_autumn.pdf](https://www.ohebash.com/jp/newsletter/IPNewsletter_2021_autumn.pdf)

75 <https://www.japaneselawtranslation.go.jp/ja/laws/view/2011/ja>  
<https://www.japaneselawtranslation.go.jp/ja/laws/view/2011/ja>

77 <https://www.meti.go.jp/policy/economy/chizai/chiteki/>  
<https://www.meti.go.jp/policy/economy/chizai/chiteki/>

79 <https://www.tokyo-kosha.or.jp/chizai/kiji/hanrei/documents/eigyohimitsu.pdf>  
<https://www.tokyo-kosha.or.jp/chizai/kiji/hanrei/documents/eigyohimitsu.pdf>

81 <https://www.japaneselawtranslation.go.jp/en/laws/view/45/ja>  
<https://www.japaneselawtranslation.go.jp/en/laws/view/45/ja>

82 87 <https://faq.inpit.go.jp/FAQ/2024/01/000169.html>  
<https://faq.inpit.go.jp/FAQ/2024/01/000169.html>

85 110 <https://www.japaneselawtranslation.go.jp/ja/laws/view/4032/ja>  
<https://www.japaneselawtranslation.go.jp/ja/laws/view/4032/ja>

89 93 111 <https://www.japaneselawtranslation.go.jp/ja/laws/view/44/ja>  
<https://www.japaneselawtranslation.go.jp/ja/laws/view/44/ja>

90 94 [https://www.jpo.go.jp/system/laws/rule/guideline/design/shinsa\\_kijun/index.html](https://www.jpo.go.jp/system/laws/rule/guideline/design/shinsa_kijun/index.html)  
[https://www.jpo.go.jp/system/laws/rule/guideline/design/shinsa\\_kijun/index.html](https://www.jpo.go.jp/system/laws/rule/guideline/design/shinsa_kijun/index.html)

95 96 104 [https://www.ndl.go.jp/file/en/library/training/remote/digi\\_copyright\\_2019/siryo\\_remote\\_digi\\_copyright\\_2019.pdf](https://www.ndl.go.jp/file/en/library/training/remote/digi_copyright_2019/siryo_remote_digi_copyright_2019.pdf)

[https://www.ndl.go.jp/file/en/library/training/remote/digi\\_copyright\\_2019/siryo\\_remote\\_digi\\_copyright\\_2019.pdf](https://www.ndl.go.jp/file/en/library/training/remote/digi_copyright_2019/siryo_remote_digi_copyright_2019.pdf)

102 [https://www.meti.go.jp/policy/mono\\_info\\_service/connected\\_industries/sharing\\_and\\_utilization/20180615001-1.pdf](https://www.meti.go.jp/policy/mono_info_service/connected_industries/sharing_and_utilization/20180615001-1.pdf)

[https://www.meti.go.jp/policy/mono\\_info\\_service/connected\\_industries/sharing\\_and\\_utilization/20180615001-1.pdf](https://www.meti.go.jp/policy/mono_info_service/connected_industries/sharing_and_utilization/20180615001-1.pdf)